

28教総第172号

平成28年 5月26日

福島県学校教育審議会長様

福島県教育委員会



社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について（諮問）

福島県学校教育審議会条例第2条に基づき、社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について、貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問理由

これまで本県においては、2次にわたる県立高等学校改革計画（「第一次まとめ」（平成9年6月）、「第二次まとめ」（平成11年3月））に基づき、生徒減少期を本県高等学校の質的向上を図る好機としてとらえ、すべての県立高等学校における男女共学化の実施や学校の適正規模の確保、学校・学科の適正配置、新しいタイプの定時制高等学校や総合学科高等学校の配置等の県立高等学校改革を推進してきた。

平成23年1月にも県立高等学校の在り方について、貴審議会に対して諮問しているが、東日本大震災の影響により、審議を中断せざるを得ない状況となった。今回の諮問は、震災後の状況の変化も踏まえて、改めて貴審議会の意見を求めるものである。

現代はグローバル化や情報化などの急速な進展に伴い、変化が激しく先行きが不透明な社会への移行が進んでいる。一律の正解が必ずしも見いだせない社会を生き抜くためには、与えられた情報を短期間に理解、再生、反復する力だけでなく、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等が求められている。

このような中で、今後の高等学校教育にはアクティブラーニングをはじめとする次世代の教育方法への対応、キャリア教育・職業教育の充実、地域との一層の連携の推進、特別な支援を必要とする生徒へのきめ細かな対応などが求められている。

一方、少子高齢化の波はとどまることなく、大きく進むことが予想される。平成40年における本県の中学校卒業見込者数は、平成28年度比約3割減の約1万4千人まで減少していくことが見込まれている。今後も本県が持続可能な発展を遂げていくためには、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を開拓していくこと、学びを通じた地域づくりを推進していくことなどが必要であり、このために県立高等学校が果たすべき役割は大きい。また、本県の面積の約8割、人口の約3割を占める過疎・中山間地域においては、「地域の核」としての高等学校の在り方も求められている。

少子高齢化や過疎化は、本県においてこれまで指摘されてきた課題であるが、東日本大震災の発生後、若い世代を中心に県外への人口流出が起こり、その対応にも迫られている。本県は原子力発電所の事故に伴う影響を受け、現在もなお避難を余儀なくされている生徒や、サテライト校や仮設校舎で学ぶなど必ずしも十分でない教育環境にいる生徒もあり、引き続き心のケアや学習支援等が課題となっている。

このように本県をめぐる状況は依然として厳しいものがあるが、希望の芽は確実に育つてきている。ふたば未来学園高等学校の開校や、サテライト校においても懸命に学ぶ生徒たちの姿からは、学びへの強い意欲と困難を乗り越えようとするたくましさが感じられる。また教職員、地域住民、ボランティアなどの支えを得て、他者を思いやる気持ちや優しさ、本県の復興に自らが携わりたいという意欲を持った生徒も育つてきている。

今後は福島・国際研究産業都市（イノベーション・コート）構想等を踏まえながら、ロボット工学や廃炉技術の研究など、福島から世界的に活躍する人材の育成も求められている。本県は東日本大震災の被災県であるからこそ、簡単に解が見つからない課題に取り組むための創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、他者と協働する力、共生社会の形成に向けた深い理解、福島県民としてのアイデンティティなどを培っていく視点が一層重要になっていくものと考えられる。震災を経験したことによって子供たちが抱いた感謝の気持ちや、本県の復興・再生への推進力となる熱意、創造力を生かした今後の地域づくりへの責任感などに応える高校教育改革が求められる。

以上のことと踏まえつつ、社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方と、魅力ある教育活動を推進するための学校規模、学校・学科の配置、過疎・中山間地域の教育環境の在り方、多様な学習内容の確保及び教育の質の向上などについて貴審議会の意見を求めるものである。